

議 案 第 77 号

松戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

指定地域密着型サービス事業の基準に併せ、指定地域密着型介護予防サービス事業について規定の整備を行い、介護予防サービスの質の向上を図るため。

松戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

松戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成２４年松戸市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第３１条中「従業者」の次に「並びに利用者及びその家族」を加える。

第４０条第１項中「１回以上」の次に「（市長が認める場合にあっては、おおむね１２月に１回以上）」を加える。

第６０条第１項中「従業者」の次に「並びに利用者及びその家族」を加える。

第６６条及び第８７条中「２月」との次に「、「１２月」とあるのは「３月」と」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。